○横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則

昭和26年12月25日

教委規則第10号

最近改正　令和６年１月５日教委規則第１号

〔横浜市立高等学校授業料等徴収条例施行規則〕を次のように定める。

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　横浜市立学校の授業料等に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第77号。以下「条例」という。）の実施及び手続については、この規則の定めるところによる。

（徴収の方法及び期限）

第２条　授業料は、その年額に４分の１を乗じて得た額をそれぞれ９月及び11月並びに翌年１月及び３月の10日までに徴収する。

２　前項の規定による徴収の方法により難いと教育長が認めた授業料にあっては、同項の規定にかかわらず、毎月分割して徴収する。

３　前項の規定により毎月徴収すべき授業料は、その年額に12分の１を乗じて得た額とし、毎月10日までに徴収する。ただし、４月に徴収すべき授業料についてはその翌月の、８月及び翌年３月に徴収すべき授業料についてはその前月の徴収期限に徴収することができる。

４　第１項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第４条に規定する認定の申請をしている場合には、同法第７条の規定により、同法第３条に規定する就学支援金（以下「就学支援金」という。）を授業料に係る債権の弁済に充てることにより、徴収するものとする。ただし、同法第８条第１項の規定により就学支援金の支給が停止された期間及び同法第９条の規定により就学支援金の支払を差し止められた期間に係る授業料についてはこの限りでない。

５　就学支援金の支給がされないことにより、前項本文の規定による授業料の徴収をすることができない場合は、就学支援金の支給がされないと判明した日から30日以内に、期限を付して当該授業料の請求をすることにより徴収するものとする。

（徴収の特例）

第３条　前条第１項の規定の適用を受ける者のうち、年度の中途において入学（転入学を含む。以下この条において同じ。）した者の授業料については、これを月割にしてそれぞれの月割分（入学した月の月割分を含む。）の授業料を同項の規定によりこれらに相当する授業料を徴収すべき期限に徴収する。ただし、当該期限により難いと教育長が認めた授業料については、教育長が別に定める期限に徴収する。

２　前項の場合において、年度の中途に入学した者が高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第５条第１項に規定する受給権者又は他の横浜市立高等学校から転学した者でその月の授業料を既に納入した者であるときは、前項の規定にかかわらず、入学した月の月割分の授業料を徴収しない。

３　前条第２項の規定の適用を受ける者のうち、月の中途において入学した者については、入学の日から５日以内に月割の授業料を徴収する。ただし、他の横浜市立高等学校から転学した者でその月の授業料を既に納入した者については、これを徴収しない。

４　月の途中において退学又は転学する者については、その月までの授業料を徴収する。

５　留学許可を与えた者又は休学許可を与えた者若しくは休学を命じた者については、その留学又は休学の期間が全月にわたるときは、その月割分の授業料を徴収しない。

（授業料等の還付）

第３条の２　条例第４条ただし書に規定するやむを得ない理由があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1)　過納又は誤納の授業料等があることが判明したとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めるとき。

（授業料等の減免）

第４条　条例第５条の規定により授業料等を減免することができる場合は、次の各号の一に該当すると認められるときとする。

(1)　保護者が天災その他不慮の災害を受けたため学資の支弁が困難となったとき。

(2)　保護者の死亡又は傷病のため学資の支弁が困難となったとき。

(3)　生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けているとき又はこれに準ずるとき。

(4)　前３号に定めるときのほか、教育長が特に必要があると認めるとき。

（保証人）

第５条　授業料を納入する義務を負う者は、その保護者以外の保証人を立てなければならない。

２　前項の義務を負う者は、保証人が死亡し、又は保証人の住所、氏名若しくは勤務先に変更があった場合は、速やかにその旨を当該者が在籍する横浜市立高等学校の長に届け出なければならない。

（入学金及び入学選考手数料の徴収の特例）

第６条　入学金及び入学選考手数料は、他の横浜市立高等学校から転入学した場合又は同一高等学校で、その課程を変更した場合には、これを徴収しない。

２　入学選考手数料は、横浜市立高等学校第１学年入学者選抜において、第２順位で入学を志願する横浜市立高等学校に係るものについては、これを徴収しない。

（委任）

第７条　この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則（令和６年１月教委規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第３条の２の規定は令和５年10月５日から適用する。